

魚津市告示第61号

魚津市通所型サービスC事業実施要綱の一部改正について
魚津市通所型サービスC事業実施要綱（令和4年魚津市告示第135号）の
一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第5条 (略) (事業内容)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービスの提供期間は、利用者の状態に応じて3か月から6か月までとする。また、利用回数は、1週間に1回及び延べ12回を基本とし、1回の提供時間はおおむね90分から120分までとする。ただし、利用者の目標や心身状態に応じて、専門職が必要と判断する場合は、<u>最大24回</u>まで利用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略) (利用者負担)</p> <p>第9条 事業の利用に係る<u>利用料は、1回につき500円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条－第15条 (略)</p>	<p>第1条－第5条 (略) (事業内容)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービスの提供期間は、利用者の状態に応じて3か月から6か月までとする。また、利用回数は、1週間に1回を基本とし、1回の提供時間はおおむね90分から120分までとする。ただし、利用者の目標や心身状態に応じて、専門職が必要と判断する場合は、<u>提供期間中1週間に2回</u>まで利用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略) (利用者負担)</p> <p>第9条 事業の利用に係る<u>費用は、無料</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条－第15条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。